



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報をAlert/Commentary等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に興味が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクからAlert/Commentary等の原文をご覧ください。

IP イノベーションが発明するとき：AIに関する米国特許商標庁における課題

[When Innovation Invents: AI Issues at the U.S. Patent and Trademark Office](#)

現在、AIは、人間である発明者の関与なしに、自律的に新たなイノベーションを創作できるまでに至っていますが、AIが発明したイノベーションが特許による保護の対象となりうる発明であるかは、未解決の課題となっています。

米国において、近時、人間の関与を伴わずにAIが自律的に創作した発明に対する特許保護を求める2件の特許申請がなされました。同特許申請では、AI自身を発明者としています。また、米国特許商標庁は、現在、AIと特許法との関係について検討しており、2019年10月11日までパブリックコメントを求めています。

これらの特許申請及び米国特許商標庁における検討は、将来のAIによる発明のための舞台を整えるものになる可能性があり、自社技術の開発等にAIを使用する企業は、その進展を見守るべきものと考えられます。

M&A オーストラリアのM&Aにおける「ゴー・ショップ」条項の行方

[Where to Go With "Go Shops" in Australian M&A?](#)

日本ペイントホールディングス株式会社（以下「日本ペイント」）によるオーストラリア証券取引所の上場企業であるDuluxGroup社（以下「Dulux」）の買収に関し、近時、オーストラリアの議決権行使助言会社は、Duluxの取締役が日本ペイントによる買収提案を受諾するに際して、（対抗提案を勧誘するための）「ゴー・ショップ」期間を設けることを交渉すべきだったのではないかと疑問を呈しています。

当該指摘は、日本ペイントが高額なプレミアムを支払うことを合意したことからすれば驚かされるものですが、以下の点からも、的を射ないものであると考えられます。

すなわち、オーストラリアのM&A法制においては、上場会社の支配権の移転に際し、既に一定のオークション手続が確保されるような制度となっています。同法制においては、対抗提案者がより有利な条件で対抗提案を行うことは何ら禁止されておらず、「ゴー・ショップ」条項を交渉することが新たな対抗提案者を出現させることに必要というものでもありません。

オーストラリアのM&Aにおける「ゴー・ショップ」条項は新たな論点ではありません。「ゴー・ショップ」条項がオーストラリアのM&A取引における実務となるであろうという声もありますが、依然として非常に稀なものであり、今後もその傾向は変わらないものと思われる。

他方、日本では、経済産業省が近時策定した「公正なM&Aの在り方に関する指針」（なお、同指針の概要については、Jones Day News Letter「[Japan Legal Update 2019年7月・8月号](#)」をご参照下さい。）において、買収者が支配株主でない場合には、マーケット・チェック（他の潜在的な買収者による対抗的な買収提案が行われる機会を確保すること）が、M&A取引の公正性を担保するための措置として有効に機能するケースが多いと考えられています。

したがって、オーストラリアとは対照的に、日本では、今後、マーケット・チェックの実施が検討される事例が増える可能性もあるとの指摘もあります。

Privacy カリフォルニア州議会による消費者プライバシー法の修正条項の承認

[The CCPA Amendments that Survived the California Legislature](#)

2019年9月、カリフォルニア州議会は、カリフォルニア州消費者プライバシー法（以下「CCPA」といいます。）を修正する以下の5件の法案を承認しました。これらの修正は、CCPAにおいて曖昧であった条項を明確化し、その適用範囲を絞るものです。

A.B.25—従業員に関するデータを、消費者が開示、削除又はオプトアウトを要求する権利の対象から1年間除外しました。

A.B.874—「公に利用可能な情報」及び「識別不能又は統合された情報」が個人情報に含まれないことを明確にしました。

A.B.1146—ワランティ又はリコールに関連して実施する自動車の修理に必要な自動車及び所有者データを、オプトアウトする権利の対象から除外しました。

A.B.1355—個人情報の定義の修正など、CCPAの様々な規定を明確化しました。B2Bにおいて他の企業の従業員について収集される個人情報が1年間除外されます。

A.B.1564—オンライン事業のみを運営する企業は、消費者の権利行使に応じるため、Eメールアドレスのみを提供すればよいと規定しました。

また、カリフォルニア州議会は、CCPAの修正ではありませんが、CCPAのコンプライアンスに関連する6番目の法案（A.B.1202）も承認しました。この法案においては、データ処理業者の新しい類型として「データブローカー」を創設されています。

CCPAを遵守が求められる事業者は、これらの法案を踏まえたデータコンプライアンス計画を立てる必要があるといえます。



Privacy

ブラジルの新データ保護法に向けた企業の対応

[Companies Are Now Getting Ready for Brazil's New Data Protection Law](#)

2019年7月8日、ブラジルの一般データ保護法（Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais）（以下「LGPD」といいます。）の最終法案が承認されました。

LGPDの最終法案においては、データ保護規制の監督を担う政府機関である国立データ保護機関（Autoridade Nacional de Proteção de Dados）（以下「ANPD」といいます。）が創設されました。この点は、ブラジルにおいてこれまでのデータ保護の枠組みに欠けていた機能を追加する重要な改正であるといえます。

その他の重要な点として、以下の点が挙げられます。

- 政府や州なども規制の対象となります。
- データ保護責任者の任命が、データ管理者及びデータ処理者のいずれにも、求められます。
- センシティブな医療データをヘルスケアサービスの提供等の際に利用することが認められました。
- 情報開示と不正アクセスの問題について、データ主体及びデータ管理者との間で直接の解決を図ることが認められました。

— 違反行為があった場合の法執行に関し、ANPDの法執行手続に替えて、ANPDと対象となるデータ管理者等が、違反行為の停止、是正措置の実行などを内容とする合意を締結することが可能となりました。

— データ侵害時に合理的な期間内にANPDに通知をすることが求められています。

その他、2019年9月は以下の最新情報をAlert/Commentaryとしてお伝えしています。

Antitrust

米国司法省の企業結合審査における市場確定に仲裁をはじめて利用

[DOJ Merger Challenge Makes Unprecedented Use of Arbitration to Determine Market Definition](#)

BR&R

米国裁判所、外国管財人の選任が3年遅れたとしても外国倒産処理手続の承認には致命的ではないと判断

[Three-Year Delay in Appointing Foreign Representative Not Fatal to Chapter 15 Recognition](#)

Finance

レギュレーションS-Eに基づく開示を現代化するための米国証券取引委員会による改正案

[SEC Proposes to Modernize Certain Disclosures Under Regulation S-K](#)

ISDAの2019年NTCE（綿密に調整されたクレジット・イベント）プロトコルの適用に関する当事者による選択期間

[Decision Time for the ISDA 2019 Narrowly Tailored Credit Events Protocol](#)

Insurance

ソーシャル・エンジニアリング犯罪に対する保険による補償範囲：「二重被害」を避けるためには？

[Insurance Coverage for Social Engineering Crimes—How to Avoid Being Victimized Twice](#)

IP

Curver Luxembourg 対 Home Expressions 事件において、クレームの言語的側面が意匠特許の範囲を限定

[Verbal Aspect of Claim Limits Design Patent Scope in Curver Luxembourg v. Home Expressions](#)

M&A

米国証券取引委員会、議決権行使助言会社の説明責任改善へ向け第一歩を踏み出す

[SEC Takes First Step Toward Improving Accountability of Proxy Advisers](#)

オーストラリア証券投資委員会の公開会社M&A動向に関する半期報告書：傾向、問題点及び留意点

[Australian Securities and Investments Commission's Half-Year Review of Public M&A Activities: Trends, Issues and Reminders](#)

Privacy

データ保護：英国の「合意なき離脱」によるリスク低減の対策

[Data Protection: Reducing the Risk of Disruption on a "No Deal" Brexit](#)

Tax

納税者に有利な繰越欠損金利用の規則の廃止の可能性

[Favorable Net Operating Loss Utilization Rules Could be Eliminated](#)

新規の即時損金算入規則が機会と問題を提起

[New Immediate Expensing Regulations Present Opportunities and Questions](#)

Technology

技術プラットフォームに対するネットワーク中立性の提言が合衆国憲法修正第1条に関する問題を提起

[Net Neutrality Proposals for Tech Platforms Raise First Amendment Concerns](#)